

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第10回本部員会議議事録

開催日時：令和2年5月15日（金）
午後2時45分～3時45分
開催場所：別館9階 特別第1会議室

【黒田危機管理部参事】

これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第10回本部員会議を始めます。
進行を危機管理監にお願いします。

【金嶋危機管理監】

本日の会議は、昨日静岡県を含む39県が緊急事態宣言の対象区域から外されたことを踏まえ、本県の実施方針を決定するために開催するものです。

また本日は、県感染症対策専門家会議の座長である静岡県立静岡がんセンター感染症内科部長の倉井華子先生に御出席いただいております。ありがとうございます。

それでは議事に入ります。（1）新型コロナウイルス感染症の県内の状況について、健康福祉部及び感染症対策専門家会議座長の倉井先生から御報告をお願いいたします。

【藤原健康福祉部長】

健康福祉部から報告いたします。

お手元の資料、1-1を御覧ください。県内の状況でございます。5月14日、現在の患者の発生状況ですが、県内発生患者73名、62名が退院したことから、11の方が入院していらっしゃいます。また死亡例は1例となっております。表の3番、PCR検査件数は5,010件、帰国者・接触者相談センターでの相談受け付け件数は、3万8,304件。帰国者・接触者外来受診人数は1,872人となっております。

続いて県内の動向を説明いたします。1ページめくってください。資料1-2でございます。中ほどの棒グラフを見ます。これが入院動向を示しております。3月末から4月上旬にかけ、連日、複数の方が入院したものの、中旬においては一旦1人ないし入院なしという状況に低下しました。しかし、下旬では再び複数人の入院がある状況となったものの、5月2日以降、新規入院患者はございません。これまででは、1日に複数人の入院となるケースは、家庭内感染のケースも多く、現在のところ家庭内以外での集団感染は、発生していません。退院については、赤い下の棒グラフの通り4月上旬の感染者の退院が中旬から始まっている状況です。入院から退院までの期間は最短で4日、最長で23日、平均在院日数は16日となっております。本県においては、新規感染者は原則として全員入院するため累計感染者数から累計退院者数を引いたものが入院感染者数となります。この薄い緑色の点でございます。4月中は、30人程度で推移してきましたが、5月2日以降、新しい入院患者の方が発生していないため、減少し、十人台前半となっております。感染症指定医療機関の病床など200床を確保しておりますが、現時点では、余力がある状況となっております。なお、軽症者を受け入れるホテルを一棟静岡市内に用意したところであります。

続いて、ページをおめくりいただいて資料の1-3でございます。陽性患者の発生状況です。グラフの右の方、赤色の部分は陽性患者の方のうち感染経路不明の方の数でございます。73人中11人が感染経路不明となっております。次のページ、資料1-4を御覧ください。PCR検査を受けた方の陽性率についての推移でございます。青の折れ線グラフは、その日の陽性率を示し

ていますが、3月の末から4月中旬にかけて、25パーセントほどの日が数日ありました。しかしながら、4月下旬以降は5パーセント程度となっており、5月には陽性率ゼロでございます。赤の折れ線グラフは、週単位の平均でございます。4月上旬の5パーセント超をピークになだらかに減少し、現在はゼロとなっております。

資料1―5を御覧ください。入院患者数の推移でございます。3月28日に初めての患者様が発生して以降、入院患者数は増加し、4月中旬にピークを迎え、以降なだらかに減少しております。

続いて資料1―6でございます。病床利用率です。県内に200床ある感染症病床の利用率についてでございます。青い線はその日の、赤い線は週単位の平均でございます。いずれも4月中旬に20パーセント近い状態となりましたが、その後なだらかに減少しております。

続いて資料1―7でございます。重症者の方の入院状況でございます。重症者の方2名の入院が続いておりましたが、幸い1名の方が中等症まで回復なさり、現在重症者の方は1名となっております。重傷者が増加しなかったことは、医療体制の維持にも繋がっていると考えております。一旦説明は以上です。倉井先生お願いいたします。

【倉井委員】

よろしくお願いたします。静岡県感染症対策専門家会議の座長を務めさせていただいております。静岡がんセンターの倉井です。

お手元の資料1―8御覧ください。昨日第2回の専門家会議が開かれました。当初7つの指標が上がり、議論に上がりました。前回の専門家会議の結果、3つの重点指標を含む5つの指標を判断に用いることで決定しました。感染の拡大状況におきましては、1週間の新規患者数、感染経路不明の患者数、そしてその割合、PCRセンターなどで行うPCR検査の陽性率、クラスター発生状況、この5つの指標を注視していくこととします。

そして目安となる数値もお手元の方に、あの示させていただいております。特に、新規感染者数、感染経路不明の感染者数、クラスター発生状況の三つの指標は重点指標と考えます。これらの値に大きな動きが出た場合には、専門家会議を開催し、感染拡大状況について検証し、また県に助言させていただくことといたします。そしてこれらの指標から4月の推移を検討した結果、現時点では、本県の感染状況は、新規感染者の発生が少数に限定されている感染限定期にあると評価いたしました。

また、病床逼迫の状況においては、病床利用率、そして重症者数の二つの指標を上げました。この数値に関しては、この2つは変動しうるものであること、そして相互に関連していること、状況によって変化することから、目標の数値の設定は困難と考えて、実情を踏まえて総合的に専門家会議の中で評価することとします。医療の状況が逼迫する場合には、県を通じて県民に対しても県内医療機関の状況についてお知らせをさせていただきます。その際には、県民の皆様方にも御協力をいただく必要が出てくる場合もございます。現時点では、感染症の病床は逼迫状況にないということを報告させていただきます。以上感染症対策専門家会議から報告申し上げます。

【藤原健康福祉部長】

ありがとうございます。ただいま倉井先生から御説明いただいた評価指標としてその目安に照らしますと、本県においては、過去7日間の新規感染者数、感染経路不明者数、感染経路不明の感染者率、そしてPCR検査陽性率、いずれもなしであり、クラスターの発生もございません。以上によりまして、県としましては、現在は感染限定期であると判断いたします。

なお、病床の逼迫状況につきましては、病床利用率、200床に対して11床使用している。それ

から重症者の方が1名、その状況から見て逼迫度が低いと判断いたします。ふじのくに基準の判断基準1、感染拡大状況及び判断基準2、病床の逼迫状況についての御報告は以上です。

【金嶋危機管理監】

ただいまの報告について質問等ありますでしょうか。よろしいですか。それでは次に、(2)政府の基本的対処方針の概要について事務局から報告をお願いします。

【酒井危機対策課長】

政府の基本的対処方針の概要について説明します。

資料の2を御覧ください。1、要旨。5月14日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が本県を含む特定都道府県34県に、特定警戒都道府県である、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、福岡県の5県を加えた39県について、新規感染者の報告者数がクラスター対策が十分に実施可能な水準まで減少したとして、緊急事態宣言の対象区域から除外する決定を行った。引き続き特定警戒都道府県とされた北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県について、5月21日に再度中間評価を行って、解除の可否を検証する見込みとなっています。

2緊急事態宣言から除外された39県に求められる取り組み。(1)住民への周知、今後持続的な感染防止対策が必要と見込まれることから、新しい生活様式の定着が図られるよう、国の専門家会議に示された実践例等を住民周知。(2)外出の自粛。不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県など、感染リスクの高い地域への移動、クラスターが発生している施設や、三つの密のある場への外出を避けるよう呼びかけ、(3)催し物の開催制限。全国的かつ大規模な催し物等の開催はリスクの対応が伴わない場合は中止、また延期するよう、主催者に慎重な対応を要請、(4)事業者への働きかけ、在宅勤務、時差出勤等、人と接触を軽減する取り組みを働きかけ。業種ごとに策定される、感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取り組みが適切に行われるよう働きかけ、(5)感染状況の監視。感染の状況等を継続的に監視し、変化が認められた場合には、住民に適切な情報提供を行い、感染拡大の警戒を呼びかけ、(6)学校等の取り扱い。地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開できるよう支援、以上です。

【金嶋危機管理監】

ただいまの報告について、質問等がありますでしょうか。それでは次に(3)ふじのくに基準に基づく本県の警戒レベルを議題とします。難波副知事、説明をお願いいたします。

【難波副知事】

それでは、「ふじのくに基準」に基づく「6段階の警戒レベル」と行動制限というA4横の資料があると思います。図表1、図表2、図表3、図表4、もうひとつは、A4の縦で、実施方針における行動制限の決定システム「ふじのくにシステム」、このシステムについて説明をいたします。

図表1を見ていただいて、これは、警戒レベルを1から6までの6段階に設定していますが、それぞれの段階においてどういう行動制限が必要かというのを整理しています。行動制限は右側になりますけれども、基本的行動内容ということで、県内移動に関する行動制限と、県境を跨ぐ移動に関する行動制限に分かれています。今は警戒レベル4の、県外は警戒、県内も警戒という状況ですので、その横を見ていただきますと、休業要請・不要不急の外出は避ける、これが県内。県外については、極力県境を跨ぐ移動は極力回避するということになっています。こ

れを見ていただくと、今がどういう警戒レベルにあるか、それに基づいてどういう行動が必要なのかということが整理されています。全体をみることができますので、だんだん下に向かっていけば望ましいということになります。

これをどうやって決めるかということになりますが、先ほど、倉井先生からお話がありました、次の図表2ですけれども、この図表2に基づいてですね、まず評価をいたします。これは評価はふじのくに基準、先日発表したふじのくに基準の基準1と基準2、これで評価をいたします。感染限定期にあるという評価でありました。

これをもとに次の図表3を見てください、図表3はですね、右上に判断基準、ふじのくに基準と書いてありますけれども、これに基づいて、左の警戒レベルを判定をするというシステムになっています。判断基準、ふじのくに基準のところの真ん中あたりになりませんが、これは県内の評価値になりますが、ふじのくに基準でいくと判断基準1と2になります。これがどこにあるのかということで、今は感染限定期2にあるということになります。次に判断基準3ですが、これは近隣の感染状況が厳しい地域、具体的に言うと東京とか神奈川になりますが、ここがどういう状況にあるかというふうに見ると、感染移行期以上ということになります。3以上と評価されます。この二つが決まりましたので、それを左に持っていくと、今の警戒レベルが決まるということになります。県内に移動に関することは注意ということになりますし、県外との関係は警戒と、まあ3の中に2段階ありますけれども、警戒レベル3で、県内注意、県外は警戒ということになります。

もう一度図表1に戻っていただいて、そうしますと警戒レベルの3のところの、県内注意・県外警戒というのがありますので、それに基づいてどういう行動をしたらいいのか、これで決まることになります。県内移動に関する行動制限については、3密を避けるなど新たな生活様式の徹底と書いてますが、これを徹底をした上での外出は、自粛の対象ではないということになります。県境を跨ぐ移動に関する行動制限については、これは県内者の県外への移動は対象地域に応じて判断する必要があります。対象地域はいろんな状態にありますので、一律決めるわけにはいきません。後程ご説明します。県外者についても同様になりますけれども、一部近隣県を除き、原則自粛を要請、こういう形になりました。

これはちょっとこれだけではわかりにくいので、図表4というのがありますけれども、実際にはこれをみてこれから県境を跨ぐ人の移動の制限の内容というのを決めることになります。縦と横に並んでますが、縦が出発地、横が到着地になります。わかりやすいのは1と1ですけれども、出発地静岡で、到着地静岡、県内移動ということですが、このときは新たな生活様式の徹底を行っていただきたいと。それから、一番右の5の特定警戒都道府県とありますが、静岡県から特定警戒都道府県、東京とか神奈川に行く場合には、これは県境を跨ぐ移動を極力回避、これを徹底をしていただきたいということになります。2、3、4とありますけれども、この地域によって状況が異なります。2のところは、累計感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県ということになる。ここはまだこの中で評価をしていませんが、そこについては、新たな生活様式の徹底ということですから、県内に準ずるレベルでよいことになります。3は累計感染者数が少なく、感染が限定的な中長距離都道府県ということになります。余り近隣のことを言うと問題があるかもしれませんが、例えば鹿児島ということになるとですね、ここはできるだけ避けるということですが、全く駄目だということはないということになります。4の累計感染者数が多いが現在は感染が限定的な都道府県というのは、これは昨日、特定警戒都道府県からはずれた地域を示していただければと思います。こういうところは、今は感染が限定的ですけれども、感染者数が多いということは見えない感染者ですね、陽性とは判定されてなくて本人も知らないけれども、町に出てる方というのが少なからずいるという心配がありますので、こういうところについては、そこに行くことは自粛していただくということになります。

今度縦を見ていただくと、到着地静岡県で今度は県外から来るときですけれども、県外から来るときも同じような形になりますが、少しだけ条件は違いますが、基本は同じということになります。

これから実施方針を決めることになりましても、実施方針を決めるときに、なぜその実施方針を決めたのかということをごすね、県内の感染動向、それから県外の動向、これらを踏まえて、警戒レベル含め、行動内容を決めると。これを見える化して県民の皆様にもわかりやすくするというために作ったものであります。もう一言付け加えますと、これは今回、警戒レベル3ということになるわけですけれども、評価するという警戒レベル3、県内注意・県外警戒ということになります。これから努力をいただくと下にさがっていく可能性がある。これで皆様のますますの感染拡大に、感染に注意した行動をお願いすると。以上です。

【金嶋危機管理監】

ありがとうございました。ただいまの報告について、御質問等がありますか。

それでは次に、(4) 緊急事態措置の指定区域除外に伴う静岡県実施方針(案)を議題とします。この方針案は、先ほど報告のありました静岡県の専門家会議の評価、国の対応方針、それからふじのくに基準で決定した警戒レベルに基づき作成したものです。事務局から説明してください。

【山田危機政策課長】

資料4を御覧ください。

緊急事態措置の指定区域除外に伴う静岡県実施方針令和2年5月15日、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 5月14日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の新たな基本的対処方針が発表され、本県が緊急事態宣言指定区域から除外された。しかし、本県の感染状況は収束したものではなく、まだ特定警戒都道府県に隣接・近接していることから、本県が特定地域との間の行動制限を緩和した場合、特定地域からの県境を跨ぐ新たな動きが生じるなどの恐れがあり、引き続き警戒が必要である。

昨日の県の感染症対策専門家会議の検討結果等を踏まえ、県内の感染状況、医療提供体制を評価する指標値などを用いた「ふじのくに基準」に基づき、現在は6段階警戒レベルの警戒レベル3にあるとし、以下の方針により本県の新型コロナウイルス感染症対策を実施する。今後は、今般導入したふじのくにシステムを用いて、県内外の動向を継続的に監視評価し、警戒レベルを時点更新の上、「実施方針」を適時に見直していく。

1. 対象とする機関、令和2年5月16日土曜日からとする。
2. 対象とする区域、静岡県全域
3. 警戒レベル 警戒レベル3、県内は注意県外は警戒
4. 実施する内容

(1) 休業要請、県知事が特別措置法に基づき実施している遊興施設等、運動遊技施設に対して行う休業要請は5月17日までとし、5月18日以降は解除する。

(2) 全体(県内で行う行動、県外に関する行動共通)新しい生活様式への移行継続。県民に対し、「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗い、マスクの着用、人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続するとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底定着を呼びかける。事業者に対し在宅勤務時差出勤等、人との接触を低減する取り組みを働きかける。

(3) 県内で行う行動に関する行動制限の要請、①外出の自粛 繁華街の接待を伴う飲食店等、これまでにクラスターの発生しているような施設や、「三つの密」のある場については、外出

を避けるよう呼びかける。それ以外の外出については、「新しい生活様式」を徹底した上での外出は自粛を求めない。②催し物等の開催の自粛要請と、全国的かつ大規模な催し物等の開催については、主催者が感染リスクを評価し、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期することを含め、主催者による慎重な対応を要請する。比較的少人数のイベント等については、感染防止策を講じた上での開催など適切な対応を行えば開催可能とする。③施設管理者への感染防止策の徹底の要請 業種ごとに策定されたガイドライン等を参考に、施設ごとの感染防止対策に万全を期すよう強く要請する。とりわけ、特定地域からの来訪者が訪れる可能性のある地域の施設については、「三つの密」を作らないことなど、感染防止策の徹底を強く呼びかける。

(4) 県境を跨ぐ移動に関する行動制限の抑制 特定地域など相対的にリスクの高い都道府県への移動、その地域からの来訪については極力回避するよう要請する。感染状況が限定的な近隣県については、県内移動に準ずる形で可とする。その他の県との往来については、感染状況を踏まえて、できる限り避けるように呼びかける。

(5) ふじのくに基準に基づく監視体制と警戒レベルの更新・発表 ふじのくに基準に基づき、感染の状況等を継続的に監視評価し、その変化が認められた場合は、警戒レベルを変更し、適切な対応を行う。県民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、感染拡大が懸念される場合は、同基準に照らして、警戒レベルを引き上げ、法第24条第9項に基づく措置等を実施する。

(6) 医療提供体制。現時点では、クラスターの発生など感染の急速な拡大の恐れが否定できないことから、再度の感染拡大を早期に把握し、命を守るとともに、医療提供体制の確保に資するため、医師の判断に基づくPCR検査等を積極的に実施する。医療機関によるECMOや人工呼吸器等、治療に必要な機器の整備を促進するとともに、第2波に備え、医療資材・衛生資材の確保を行う。

(7) 学校教育活動、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開するという、教育委員会による学校再開の方針を支援する。

(8) 地産地消「バイ・シズオカ」の推進 危機管理において、自助、共助、公助が重要であります。県内の生産者、販売者施設管理者等においては、需要の大幅な縮小によって大変厳しい状況、死活問題となっている。これに県民の共助で乗り越えていくため、県民に県産品の購入や県内施設の利用を呼びかける。その消費構造の変化変容は一時的なものとするのではなく、新しい暮らし方を静岡に定着させていく「バイ・シズオカ」の実践をお願いする。また、県内の感染状況等に留意しつつ、現在における社会経済活動の日常化への取り組みを支援する。以上であります。

【金嶋危機管理監】

この方針案について、私から1点補足します。

今回本県が緊急事態宣言対象区域から除外されたことに伴い、各種施設等の再開などが予想されます。実施方針の添付資料として、国、県、業界団体等が作成した感染防止のための取り組み事例が添付されております。各部局におかれては、各所属及び所管する団体等への周知徹底をお願いいたします。

このほか、この方針案について補足説明はありますか。

【天野経済産業部長】

経済産業部から緊急事態宣言の解除を踏まえた県内経済活動の再開について補足説明いたし

ます。お手元の資料5を御覧ください。

まず1の県の考え方でありますが、昨日5月14日政府により、特措法に基づく緊急事態宣言が発出されておりました静岡県を含む39県で、宣言が解除されました。今後は、本日議題に上がっております、静岡県実施方針に基づきまして、新たな県独自のふじのくに基準等を踏まえて、新型コロナウイルス感染症に係るリスクの状況等を勘案しながら、感染症防止対策と、社会経済活動の両立を図っていく必要のあるものと考えております。

この感染症防止対策と社会経済活動の両立の点に関しましては、地域経済の実情や産業特性等を踏まえた判断が不可欠でありますことから、経済界、労働界の有識者から御意見を伺いました。メンバーは、平成20年のリーマンショック、それに続いて、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響によりまして、失業者が激増した経済危機に際し、県が設置いたしました静岡県雇用創造県民会議の経済団体、労働者団体の代表者の方々、具体的には県経営者協会や県商工会議所連合会、県農協中央会、連合静岡などの方々をお願いをしております。

今後もこの会議を改組とする形で、新たな経済危機をもたらした新型コロナウイルス感染症に係る経済雇用対策の有識者会議として、御意見、御提言をいただきながら、県の政策決定に反映させて参ります。

次に、2の各有識者の見解要旨であります。資料に取りまとめてございますように、まず新型コロナウイルス感染症防止対策と、社会経済活動の両立を図っていくことが重要である。特に第2波、第3波の到来を防ぐことが大切である。

次に国民、県民の新型コロナウイルス感染症に対する恐れや不安が解消されない限り、緊急事態宣言が解除されても、以前のような消費行動にはすぐには戻れない。国民や県民の恐れや不安の解消のためにも、治療薬やワクチンの開発、医療体制の一層の充実が必要である。

次に飲食、小売、宿泊、観光、レジャー産業などが大きな影響を受けており、東京等の特定警戒地域などとの移動交流等は厳しい。県の域内での経済活動をまず支援していく必要がある。県民相互が安全に注意しながら助け合っていくことも重要である。

次に業種業態によって状況は異なっている。製造業などはグローバルな需給関係の落ち込みやサプライチェーンの問題もあり、それぞれの業種業態の状況にきめ細かく目配りしていく必要がある。

最後に、ポストコロナ社会は間違いなく消費行動や企業の事業形態が変化する。規制緩和が加速化し、雇用の変化も大きなものになる。それらを見据えた非接触遠隔型の新たな事業展開やテレワークなどの働き方改革の推進、「3つの密」を避ける新しい生活様式の定着などを進めていく必要がある、などの御意見をいただいたところです。

昨日、業界ごとのガイドラインが示されましたが、以上のような経済界、労働界の御意見等を踏まえますと、新型コロナウイルス感染症に係るリスクの状況等を勘案しながら、感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていく必要があるものと考えております。またそうした中で、「3つの密」を回避しつつ、県の域内での経済活動を支援しているバイ・シズオカなどの取り組みも県民の皆様をお願いをしまいたいと考えております。私からの説明は以上であります。

【金嶋危機管理監】

ただいまの方針案及び補足説明について、質問、御意見等ありますでしょうか。本部長お願いします。

【本部長：知事】

今日は倉井先生に来ていただいて。専門家の御意見ということで。専門家のもう一つの分野は、経済ですね。ですから、お医者様と、経済学者というのが大事だということとその報告をしてるんですけども。我々の方は、今、天野君が説明してくださいましたように、経済を預かっている、静岡県の産業界、労働界、こうしたところの意見を、この経済界の経済学の、学者の意見に変えるということです。実態に即して、いわば現場に即した意見をこの方針の中に、入れ込んでですね、それに基づいて総合的に判断する。私はこれでいいと思います。

それからもう一つですね、この全体の実施方針、先ほど山田君の方から朗読していただきましたけれども、その中で県境を跨ぐ移動に関する行動制限というものが2ページの(4)のございますが、ここに感染状況が限定的な近隣県、県内移動に準ずる形で可とするとございます。先ほど、山梨県知事さんと電話連絡をするきっかけがありまして、それで、山梨県の警戒レベルでいきますと、うちと全く一緒です。そして感染レベルで行きますと、感染限定期ということで全く一緒だという。バイ・シズオカと同様にですね、バイ・ヤマナシ、山梨県の農芸品ですね。静岡県の農産物海産物、こうしたところをお互いに買いあおうという提言をしよう、となりまして、これが入りました。これはあの、行動パターンでいうと、先ほど難波副知事から説明がございました、累計で感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県がある場合には、静岡県と同様、新たな生活様式の徹底、こういう行動パターンになります。この行動パターンを共有しながら、山梨県との間で、県境を跨ぐバイ・シズオカ、バイ・ヤマナシという運動をするということで合意いたしましたので、御報告を申し上げます。以上です。

【難波副知事】

今の件で、実施方針に書き忘れがありましたので、ちょっと追加を要する。実施方針の2ページのところ見ていただいて、今知事のお話もありました、2ページの下から4行目で、感染状況が限定的な近隣県については、ここに累計の感染者数が少なく、感染状況が限定的な近隣県、と抜けてましたので、それを加えさせていただく。これがないとどこが入るかっていう想像つくと思いますので、やはり、累計の感染者数が少ないというのは、非常に重要なポイントになりますので、ここに入れる必要があると。

【金嶋危機管理監】

それでは、ただいまの修正を加えたこの案により対応することとしてよろしいでしょうか。

【本部長：知事】

はい、了解いたしました。

【金嶋危機管理監】

それではこの修正案により決定いたします。次に(5)各部局からの報告についてです。報告のある部局、教育委員会お願いします。

【木苗教育長】

それでは、教育委員会から、県立学校における教育活動について説明いたします。先ほど、ふじのくに基準に基づき、警戒レベル3となり、休業要請が解除されるなどの静岡県実施方針が決定したことから、県立学校においても、感染予防対策を徹底しながら、教育活動を前倒しして再開することといたします。

県立高等学校につきましては、3密対策を講じた上で、5月25日から一斉に再開することとし、その一週間前の5月18日から登校日を設け、再開に向けた準備を進めてまいります。なお、

電車が混雑する通勤時間帯をさけるため、時差通学を行うほか、臨時休校に伴う学習の遅れを補うため、長期休業の短縮や土曜日授業を実施することといたします。

次に部活動につきましては、これまでの休校により体力が低下していることから、6月1日以降段階的に再開して参ります。また特別支援学校につきましては、重篤化するリスクの高い基礎疾患を有する児童生徒が多く在籍しております。より慎重に対策を講じる必要があるため、5月25日から分散登校による再開といたします。

さらに三番目として、教育活動の再開にあたり、感染予防対策を徹底しながら、生徒の学力保障、心身のケアなどに教職員一丸となって万全を期してまいります。以上であります。

【金嶋危機管理監】

ただいまの報告について質問等ありますか。

本部長、教育委員会の方法について御意見等あればお願いします。

【本部長：知事】

申し上げますが、今回の教育委員会の判断は、感染予防対策を実施した上での学校再開の御判断でございまして、私といたしましても、この方針を尊重いたします。以上であります。

【金嶋危機管理監】

他に報告のある部局はありますか。

【植田スポーツ・文化観光部長】

スポーツ・文化観光部です。資料7を御覧ください。私のほうから2件報告します。まずは、経済的に困窮している学生等への支援でございます。1に書いてありますとおり、県立大学において学生アンケートを実施いたしました。約1,600人を対象にしております。その結果ですが、この太字で書いてあります、学業継続に不安を持ってる方、あわせて40パーセントという大変高い割合になっております。これに対する支援制度ですが、2の国の制度といたしましては、(1)非課税世帯等に対しまして、2番目の2行目にありますが、給付型奨学金、授業料免除といったものがございます。またその3行目にありますが、コロナの影響で家計が急変した場合については、一部返還という制度もございます。また(2)の貸与型の、こちらは奨学金ですが、年収の目安1,670万円という、かなり幅広い学生さんが対象になった制度もございます。こういった制度を活用してまいりたいと思っております。

また3には、大学によって、個別にさらに追加の支援をしているところもございます。県立大学におきましては、こちらに記載のとおり、例えば、分納制度や、独自の授業料の減免制度、また3行目に書いてありますが、ルーターの貸与、さらには、新規対策として、国の給付金までの間の短期の無利子の貸し付けという、緊急対策もとっております。また、文芸大や農林環境専門職大学でも、分納制度等の制度を行っております。他の私立の大学につきましても、3枚目に様々な学校独自の対策を行っております。是非ともこういった制度を活用していただきたいと思っております。

1枚目に戻っていただきまして、4番目、今後の対応といたしまして、本県独自の支援策といたしまして、こちらは経営管理部の方で考えていただいたんですが、アルバイトがなかなか今ないということで、そのアルバイト先ということで、県が、短期間の会計年度任用職員として任用していただけるということです。8月末までの任用期間でございます。(2)でございまして、そういった支援制度、様々ありますが、なかなか学生さんたちが今、登校できない状況ですので、大学コンソーシアムやSNS等を通じまして、こういった施策もパッケージとして学生

さんにしっかりと周知をしていく取組を進めてまいります。

続きまして4枚目をお開きください。資料番号はありませんが、県有施設における感染防止方針ということで、5月15日付のものです。これは5月8日付に、博物館や観光施設用に策定しましたが、今回の静岡県の実施方針を受けまして、屋内の運動施設について付け加えたものがございます。大きく付け加えたのは一番最後の2枚のチェックリストです。屋内スポーツ施設等における感染防止対策チェックリストがございます。こちらに屋内施設用に項目を追加したものでございます。1番最後のページを見ていただきますと、項目のところ、例えばプールや体育館、トレーニングルーム、こういった個別の施設でチェックをしていただいて、万全の感染防止対策を講じようと思っております。こちらについては、県立水泳場等のスポーツ施設で、この感染防止方針を適用し、感染予防対策の準備が整い次第、5月18日以降になりますが、個別に整った施設から順次開館をしております。

また、この方針については、市町にも、参考にしていただくように送付いたします。また、ホームページ上で公開いたしまして、民間のスポーツ施設の今後の再開に向けての参考にしていただくよう、しっかりと広報してまいります。以上でございます。

【金嶋危機管理監】

ただいまの報告について、質問等ございますか。経営管理部お願いします。

【杉山経営管理部長】

経営管理部から、先ほど御説明のうち、本県独自の支援策、学生支援策について若干補足します。学生支援、急ぎということがございますので、予定では18日月曜日から募集を開始いたします。募集人員50名以上を予定しております。なお、対象者は大学・大学院・短期大学及び専修学校の専門課程に在学して、コロナ等によりアルバイト収入を失うなどして、経済的に困窮している方、ということで、速やかに募集を開始し、勤務先につきましても、県庁のみならず、出先機関を含めて、全県に行き渡るように配慮していくところでございます。以上です。

【本部長：知事】

ありがとうございます。県庁のアルバイトとして、18日から募集していただくと。仕事はいつから始めるんですか？

【杉山経営管理部長】

仕事はですね、8月末までということを予定しておりますが、学生さんの事情によりですね、これは弾力的に運用していきたいと。

【本部長：知事】

いつから。

【杉山経営管理部長】

仕事の開始はですね、任用にどれくらいの応募があるかというのもございますけれども、任用され次第ということで、3日4日のうちには開始できるというふうに考えております。

【本部長：知事】

どうもありがとうございました。

【金嶋危機管理監】

その他、報告のある部局等ありますでしょうか。

【天野経済産業部長】

経済産業部からは、お手元に配布いたしましたパンフレット、新型コロナウイルス感染症に係る緊急支援策について御報告いたします。こちらの冊子であります。

一つが県の経済産業部で作ったもの、もう一つは経済産業省でまとめた、国の政策の一覧パンフレットでございます。4月県議会の臨時会におきましても、各党派から新型コロナウイルス対策に関する国や県の支援制度が次々に打ち出される中、県内の中小企業や小規模企業等の皆様に混乱が生じないように、融資制度間が比較できるとか、国、県の様々な助成制度の対象や内容など、わかりやすく整理して県内企業等に届けて欲しいとの御意見をいただきました。また商工団体や金融機関などからも同様の御要望があり、経済産業部では、新たに4月補正予算で予算措置いたしました各種の支援制度を盛り込み、国の施策とともに、県の金融、経済、雇用に関する支援策全体をパッケージとして県民の皆様にお示しするパンフレットを作成いたしました。

県のホームページでもすでに掲載しており、県内の中小企業や小規模企業の皆様に迅速に各種支援をお届けすることができるよう、PRに努めて参ります。私からの説明は以上であります。

【金嶋危機管理監】

ただいまの報告について質問等、よろしいですか。他に報告等ある部局はありますか。

それでは最後に本部長から指示事項をお願いいたします。

【本部長 “知事”】

この間ふじのくに型のふじのくに基準を設定し、また、倉井先生の御助言も賜りながら、本県が現在、感染の限定期にある。そしてまた、警戒レベル1～6の間で、警戒レベル3です。本県は注意ですけれども、県外についてはまた警戒というレベルということでですね、警戒レベルは、3ということでそれに応じた行動指針が決まりました。そしてまた、特にこの感染流行期におけるこの基準、大きな判断基準は3つですね、感染症の現状、それから医療の体制、もう一つは県外とか国の、国外の動きということでございますけれども、そうしたものの数値化ができた、もちろん数値化できないものがありますけれども、数値化ないしも理屈化はできるということで、ここで、明確に行動パターンを我々は知ることができると。これはまた1週間ごとに見直すということでございまして、短期間でですね、ここまでやっていただいたことに大変心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

何より、今回、緊急事態宣言の対象地域から静岡県は、外れました。これは、県民各位がですね、緊急事態宣言にこういった形での新しい生活様式を実践していただいたおかげでございます。それから、感染者も出ております。現在、合計73名ということでございますが、入院者は11名にぐっと減りました。これは、医療体制、受け入れ体制がしっかりできているということございまして、またPCR検査も順次充実してきたということございまして、これらに従事されている医療従事者に対しましては、県民を代表いたしまして、心から厚く御礼を申し上げたい、敬意も払いたいというふうに感じます。

しかしながらまだ、我々警戒レベル3であり、かつ、感染の限定的にあるということで、しかも周りにはまだ特定警戒区域というものもありますから、何としてでも、これは収束に向けて本県として、油断してはならないということでございますので、この点を踏まえまして、この

ヘルスの面ではですね、県民の命と健康を守る、ということできっかりやっていただきたいと。

もう一つ、経済すなわちウェルス面におきましては、バイ・シズオカというのが今回のこの警戒レベル並びに感染限定期における数値的なカテゴリーにおいて、お隣の愛知県は残念ながらそうではありませんけれども、山梨県とは、全く本県と変わらないレベルだということ、バイ・シズオカをバイ・ヤマナシと二つ入れまして、「バイ・ふじのくに」ということにも相成りました。これは決して観光にお互いに行くということでは全くありません。こちらで例えば、現在さくらんぼ或いは桃、もう間もなく出荷されると思いますけれども、果物大国です。我々はまた向こうにはない海鮮もごございます。そうしたことをお互いにですね、知ってそして、バイ・シズオカ、バイ・ヤマナシ、バイ・ふじのくに、というものをしっかり推進していきまして、経済の回復に協力していきたいということでございます。皆さんともこうした動きにですね、協力くださるようお願いをいたしたいと存じます。

まだ現在、感染症対策が長期化されるということが見込まれます。そうした中で、これからも県民生活、また県内経済に甚大な影響が続きます。感染拡大防止に向けた取り組みに加えまして、必要な経済支援、生活支援、なかんずく今日は、スポーツ・文化観光部の方から、また経営管理部の方から、学生に対するですね、かなり幅広い支援の枠組みができ上がったということがわかりまして、学生がこの困窮のために学業を諦めざるをえないことが決してないようにですね、支えていきたいと思っております。一刻も早く必要な人の手に必要な支援がいきますように、全庁挙げて皆様が御協力を賜りますようによろしくお願いいたします。以上であります。

【金嶋危機管理監】

ありがとうございました。それでは、以上で会議を終了します。